

美市第 2173 号
令和 8 年 3 月 31 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

美祢市市民福祉部市民課長

軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書の様式の見直しについて（周知）

平素から本市の介護保険事業に、御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「軽度者に対する福祉用具事前協議書」の様式の見直しを行いました。それに伴い「軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付の取扱いについて（令和 8 年 4 月版）」を作成しました。

つきましては、内容を御確認していただき、令和 8 年 4 月 1 日以降適切に御対応いただくようお願いいたします。なお、移行期間として令和 8 年 6 月 30 日までの間は現在の様式にて協議書が提出されても受理いたします。

記

見直しのポイント

- ① 「軽度者に対する福祉用具事前協議書」品目ごと 7 種類の様式を、1 種類に統一
- ② ①の見直しと、所管課（高齢福祉課から市民課）の変更に伴う、マニュアルの修正

留意事項

- I 見直し前の福祉用具貸与品目ごとの様式に記載してあったそれぞれの確認項目について、サービス担当者会議の記録や経過記録等で、次の要件が満たされていることが分かる内容が必要となります。「判断にあたっては、医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている」
- II 末期がん（ターミナル）の方の利用については、協議書提出日から福祉用具の利用は可能です。認定結果通知前でも差し支えありません。ただし、I の判断基準、記録は必要となりますのでご注意ください。

送付資料

軽度者に対する福祉用具貸与事前協議書

軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付の取扱い（令和 8 年 4 月版）

美祢市市民福祉部
市民課 介護保険班
TEL 0837-52-5229